

## ミニシンポジウム：テーマ「研修・技能実習制度の現在と今後」 ＜趣旨説明＞

鈴木 江理子（国士舘大学）

本シンポジウムのテーマである外国人研修制度については、89年改定入管法（翌90年6月施行）において独立した在留資格として「研修」が創設される以前から、NPO/NGO関係者や研究者などから「問題」を指摘する声があった。すなわち、発展途上国等へ技能・技術・知識を移転するという制度の目的にもかかわらず、低賃金労働者受入れの抜け道として利用されているという批判であった。

その後、法ではなく告示によって制度改定が重ねられ、中小企業でも研修生受入れが可能となり、技能実習制度が創設され、滞日期間が延長され、技能実習移行対象職種が拡大されるなど、研修生・技能実習生とも受入れ要件が緩和されていく。加えて、企業の国際競争が激化し、安価な労働者への需要が増大している状況のなかで、研修生・技能実習生の受入れ数は増加し、それとともに「問題」は拡大している。

2000年代に入り、制度をめぐる「問題」がしばしばメディアでも報道されるようになった。その一方で、第三次出入国管理基本計画（2005年）において、人口減少時代への対応として、新たな外国人労働者受入れの検討が言及されたことを契機として、ローテーション型受入れ制度としての研修・技能実習制度への関心が高まった。この時期、各省庁や経済団体などから提案された制度の見直し案のなかには、制度廃止を求めるものもあれば、指導・監督を強化しつつ制度の存続を主張するものもあった。

結果的に、2009年、制度に係る「問題」に対応することを目的として、89年の改定から20年ぶりに、研修・技能実習制度に関して入管法が改定された（翌10年7月施行）。主な改定点は、①在留資格「技能実習」の新設、②従来の実務研修への労働関係法令の適用、③団体監理型受入れにおける団体の責任・監理期間の延長である。さらに、研修生・技能実習生の法的保護及び法的地位の安定化を図るためのさまざまな措置も講じられた。新たな制度のもとで、「労働者」としての保護が拡充されつつも、国際貢献という制度本来の目的はいまだ貫かれている。

新制度導入から1年近くが経とうとしているが、果たして「問題」は改善されているのであろうか。途上国の人材育成に資するという制度の目的は達成されているのであろうか。雇用環境の悪化により受入れ数は若干減少しているものの、2009年数値で、「研修」の新規入国者数80,480人、技能実習への移行者数57,996人で、研修生・技能実習生は日本における外国人労働者（特別永住者を除く）の2割程度を占めている。

本シンポジウムでは、受入れ団体、弁護士、研究者といった異なる立場のパネリストを迎え、研修・技能実習制度の現状を評価し、外国人労働者の受入れという視点も含めて、制度の今後についての議論を深めたい。